

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	介護保険に係る資格管理、給付並びに保険料の賦課及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、介護保険に係る資格管理、給付並びに保険料の賦課及び徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

介護保険に係る資格管理、給付並びに保険料の賦課及び徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和7年7月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	介護保険に係る資格管理、給付並びに保険料の賦課及び徴収に関する事務			
②事務の概要	・介護保険法の規定に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となったときに必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。また保険料の徴収を行うとともに、未納者に対し督促、納税相談、給付制限等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①介護保険の資格登録 ②介護保険の保険証交付 ③介護保険の資格台帳変更 ④介護保険の給付管理 ⑤介護保険の保険料賦課・更正・減免 ⑥督促状の発送 ⑦滞納された保険料や延滞金の徴収 ⑧納付相談の実施			
③システムの名称	介護保険被保険者システム、個人住民税システム、収納システム、滞納システム、宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
介護保険被保険者ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の100及び135の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表 (別表における情報照会の根拠) ・100、135の項 (別表における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、23、26、35、42、44、55、59、61、85、95、96、100、128、及び135の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	高齢者支援課介護保険係			
②所属長の役職名	高齢者支援課長			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 高齢者支援課介護保険係			
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した				
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報による照会を原則とし、複数人で確認をしている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取扱業務に携わる職員に対し、研修を行っている。また、他自治体等で起きた情報漏えい等の事案について、情報共有している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担	介護高齢課介護保険係	高齢者支援課介護保険係	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	介護高齢課長	高齢者支援課長	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和3年6月1日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	事後	
令和3年6月1日	4情報提供ネットワーク システ	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号	事後	
令和5年1月4日	1 関連情報 3個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の68及び101の項	事前	
令和5年1月4日	1 関連情報 4情報提供ネットワーク システ	・番号法第19条第8号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事前	
令和5年6月1日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	介護保険被保険者システム、個人情報システム、宛名システム、中間サーバー	介護保険被保険者システム、個人情報システム、収納システム、滞納システム、宛名システム	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和7年6月1日	1 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の68及び101の項	番号法第9条第1項及び別表100及び135の項	事後	令和7年6月1日付で施行された番号法の改正による変更
令和7年6月1日	1 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・93、94及び121の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95及び117の項	・番号法第19条第8号及び別表 (別表における情報照会の根拠) ・100及び135の項 (別表における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、23、26、35、42、44、55、59、61、85、95、96、100、128及び135の項	事後	令和7年6月1日付で施行された番号法の改正による変更
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 8 人を介在させる作業	項目なし	・リスクへの対策 「十分である」 ・判断の根拠 「申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報による照会を原則とし、複数人で確認をしている。」	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	・最も優先度が高いと考えられる対策 「9) 従業者に対する教育・啓発 ・当該対策は十分か 「十分である」 ・判断の根拠 「マイナンバーの取扱業務に携わる職員に対し、研修を行っている。また、他自治体等で起きた情報漏えい等の事案について、情報共有している。」	事後	